

白馬村地域公共交通総合連携計画の一部変更（案）について

1. 変更理由

白馬村地域公共交通連携計画は、これまで検討を重ねてきた新たな交通システムを軸として、交通事業者や関係機関が連携し、住民や観光客のニーズを反映した持続性のあるシステムの構築を目指し、地域の主体的な取り組み及び創意工夫を総合的かつ効率的に推進する目的として、保育園の一園統合に伴う遠距離通園者のための「園児送迎乗合タクシー」、高齢者等移動制約者の身近な地域交通となる「デマンド型乗合タクシー」、観光客の地域モビリティとなる「定時定路線シャトルバス」の運行に関してそれぞれ検討を行ってきた。

今回の変更点については、観光交通システムにおいて平成 22 年度からの実証運行にあたり、地域公共交通検討委員会での地域ニーズ、村内中高校生へのアンケート調査結果等を踏まえた上でのシステム構築を目指すこととし、本連携計画については第 1 回変更として、以下の事項について追記及び変更するものである。

2. 主な変更点

- (1) 「2. 地域公共交通の現状」の移送サービス事業については、平成 22 年 3 月をもって廃止し、4 月から NPO 法人等の福祉有償運送の必要性等について協議するための福祉有償運送運営協議会を設置。
- (2) 「3-2. 公共交通に関する村民意識（中学生・高校生）」の調査概要については、村内中学生、高校生の通学の実態を把握し、抱えている課題及び公共交通システムでの対応方法を検討する材料についての追記。
- (3) 「5. 目標達成のための事業及び実施主体（3）観光交通システム構築事業」について、運行主体事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）及び運賃の設定が、白馬村地域公共交通会議において合意となったため変更。

3. 白馬村地域公共交通総合連携計画変更に関する住民意見の反映

平成 22 年 3 月上旬から下旬の間で、意見募集（パブリックコメント）を実施予定。